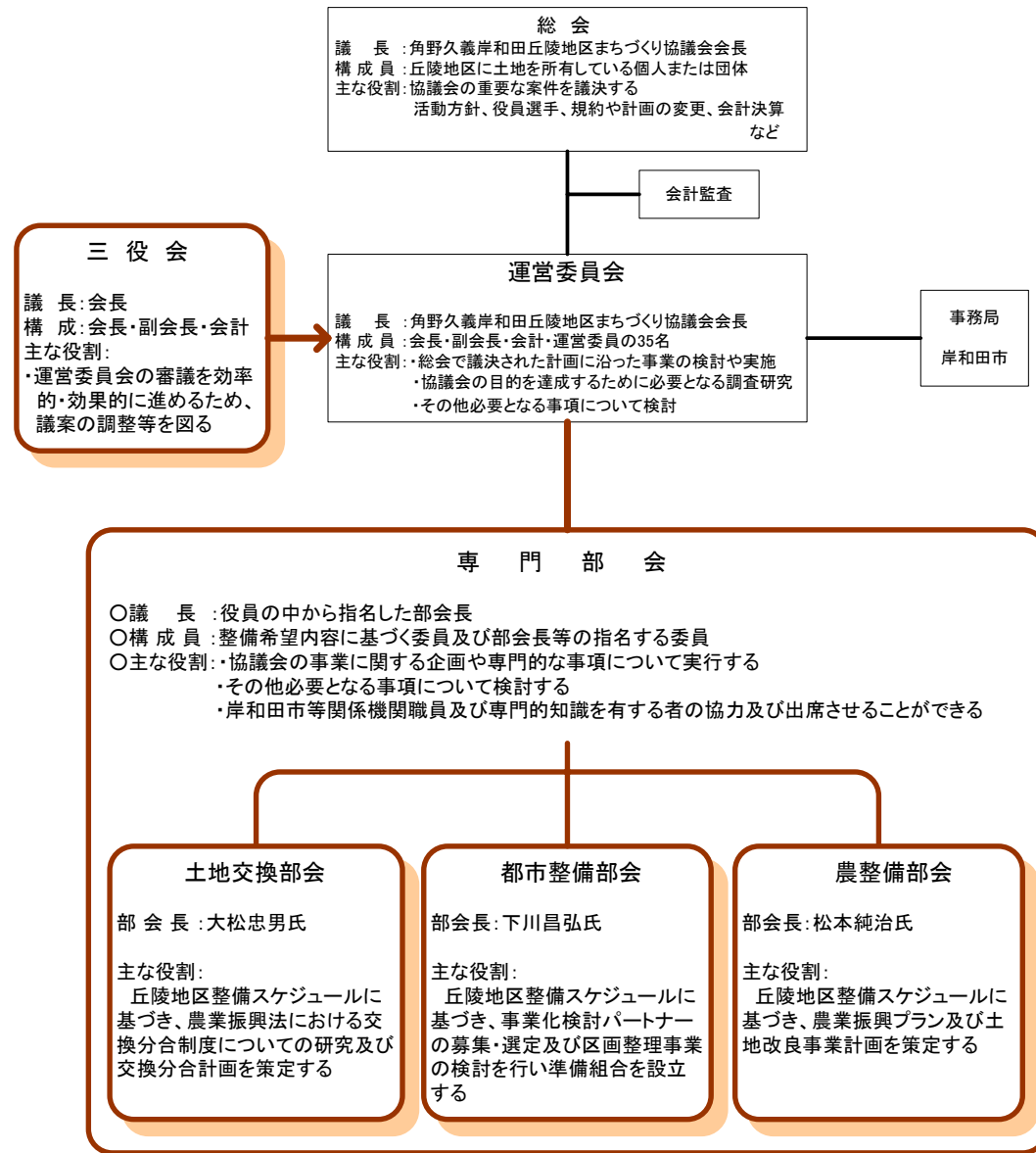


三役会、専門部会の設置を決定

- 運営委員会の審議を効率的・効果的に進めるため、会長、副会長、会計の役員による三役会を設置することを決定しました。
- 都市整備・農整備の各事業の具体化や、土地交換のルールづくりなどを専門的に進めるため都市整備部会、農整備部会、土地交換部会を設置し、各部長を選出しました。また、部会に所属する委員については、次回運営委員会で確定することになりました。

図. 組織体制



岸和田丘陵地区まちづくり協議会新聞

発行: 岸和田丘陵地区まちづくり協議会

代表発行人: 角野久義 岸和田丘陵地区まちづくり協議会会長

岸和田丘陵地区まちづくり協議会新聞

第2号

2011年10月

岸和田丘陵地区まちづくりへの本格的な取り組みがスタート

活動状況

本格的な丘陵地区のまちづくり整備に向けて、議論から“事業の具体化”を検討し、合意形成を図る運営委員会が始動しました。8月、9月にかけて3回開催し、組織、事業など基本的な枠組みについて検討・合意形成を行いました。

※ 運営委員会は岸和田丘陵地区まちづくり協議会規約第7条に基づき、招集、出席及び議事の可否を決定しています。

第1回 運営委員会

- 日時: 平成23年8月20日(土) 17:00~19:00
場所: 岸和田市山直市民センター 2階第三会議室
出席者: 岸和田丘陵地区まちづくり協議会規約第7条3項により役員の過半数に達する
- <検討項目>
1. 今後の運営方針について
 2. 岸和田丘陵地区の事業区域について
- <決定事項>
- 事業スケジュールの検証を行う。
 - 意向未提出者の方の意見を分類し、今後の対応を判断する。

第2回 運営委員会

- 日時: 平成23年9月3日(土) 19:30~22:00
場所: 岸和田市丘陵地区整備課稲葉町事務所
出席者: 岸和田丘陵地区まちづくり協議会規約第7条3項により役員の過半数に達する
- <検討項目>
1. 部会の編成と構成員等について
 2. 岸和田丘陵地区の事業区域について
 3. 今後の運営委員会について
- <決定事項>
- 平成23年度丘陵地区整備事業スケジュールを基本に事業を進める。
 - 都市整備部会、農整備部会、土地交換部会を設置、部会長は会長が指名し、決定した。
 - 事業区域の確定に向け対応が必要な地権者を再抽出し、集中的な対応を行う。また営農者等への配慮について、条件等の検討を行う。
 - 運営委員会の審議を効率的に進めるため、会長、副会長、会計で構成する三役会を設け、運営委員会に諮る。



第 3 回 運営委員会

日 時: 平成 23 年 9 月 23 日(土)19:30~21:30
 場 所: 岸和田市丘陵地区整備課 稲葉町事務所
 出席者: 岸和田丘陵地区まちづくり協議会規約第 7 条 3 項により役員の過半数に達する。

<検討項目>

1. 事業区域の決定に向けた対応について
2. 営農者等への配慮について
3. 事業化検討パートナーについて
4. 専門部会について

<決定事項>

- 対応が必要な地権者の方々については地区の役員と市が同行し、説得に回る。
- 営農者の配慮の内容は、農整備部会で議論を深めていく
- 事業化パートナーについては、まちづくり協議会が募集・選定を行う。その際、専門的事項等については機構準備会及び市の助言を求める。
- 土地交換部会は各地区の役員の人数に応じて代表を 1 名ずつ出し、都市・農整備部会では、基本的に整備希望意向に基づき構成員とする。



決定事項

事業区域の確定に向けての対応策の合意

岸和田丘陵地区の基盤整備事業を行う事業区域は、整備事業スケジュールにあるように 9 月末を目途に定めていく必要があります。そのため、事業を希望しない、または意向が明確でない地権者の方々に対して事業の理解を得られるよう、地区の役員及び市が同行するなどして、個別に対応していくことになりました。

営農者等の配慮事項設定の合意

丘陵地区内で営農している地権者に対し、できる限り負担を軽減できる配慮事項を設けることを決定しました。配慮内容については農整備部会で詳細を検討することになりました。

事業化検討パートナー募集の決定

丘陵地区の事業推進に際し、事業リスクを軽減し、事業参加者の負担軽減につながるように民間企業のノウハウを活かし、実現性のある計画の提案を公募、選定し、企業ニーズを事業計画に反映させるため、事業化検討パートナーの募集を決定しました。その際、必要となる募集要項や選定について機構準備会や市及び各種専門家に意見聴取などの協力を依頼することを決定しました。



丘陵地区整備事業スケジュールの基本枠の決定

丘陵地区の基盤整備事業について、都市整備事業を平成 26 年、農整備事業を平成 25 年より、実施するため、基本的に丘陵地区整備スケジュールに基づき検討を進め、それぞれの方針を決定していくことを決定しました。

表. 平成 23 年度 丘陵地区整備スケジュール

	平成22年度	平成23年度												平成24年度	平成25年度	平成26年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	農地活用事例紹介 農の意向調査 講演会・先進地視察 水質・水量等調査												農振計画の変更	農振計画の変更	
		地域ブランド・農業振興プラン検討														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	農整備 事業検討会(月1回開催)												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		農的整備事業計画の再検討 負担金減額案の検討 都市整備計画との調整														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	基本計画検討 事業効果検討 換地計画検討 事業スキーム検討												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		土地改良事業 計画の作成														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	農の勉強会(月1回開催)												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		農整備部会														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	事業参加 意向確認												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		未提出者対応 不参加者対応														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	地権者 協議会												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		まちづくり 協議会の設立														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	事業区域 の決定												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		整備内容 検討														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	整備方針 の決定 (参加者)												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		仮同意 徴収														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	都市整備 部会												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		準備組合 の設立														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	都市の勉強会(月1回開催)												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		都市整備 部会														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	事業提案募集 パートナー選定 (覽書締結)												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		提案内容の調整 採算性検討														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	都市的整備事業計画の再検討 農整備計画との調整 土地利用意向調査 暫定換地計画検討												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		事業効果検討 事業スキーム検討 暫定換地計画検討														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	事業計画書の調整 都市計画協議 本同意の徴収												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		事業計画協議 実施計画協議														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	交換ルール の検討、土地交換シミュレーション												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		交換分合 計画樹立														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	権利者 合議												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		認可手続き等														
農的整備	農振計画の変更 農用地の設定	交換計画 認可												農整備 事業推進 委員会設立	農整備 事業推進 委員会設立	
		交換登記 清算手続き														